

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

長与町水道課より大切なお知らせです

令和元年 10月 1日より 指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されます。

それに伴い、指定の有効期間が従来の「無期限」から「5年間」となります。また、現在指定を受けている事業者については下表のとおり有効期限が設けられ、指定を受けた日によって初回の更新までの有効期間が異なります。

指定を受けた日	初回更新までの有効期限
平成10年4月1日～平成11年3月31日	改正法施工日前日より1年：令和2年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日	改正法施工日前日より2年：令和3年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日	改正法施工日前日より3年：令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	改正法施工日前日より4年：令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日	改正法施工日前日より5年：令和6年9月29日まで

各事業者へ更新についてのお知らせを制度の開始前に通知いたします。なお、郵便が不着になった場合や、更新をされない方への再通知はいたしませんので御注意下さい。

【更新申請について】

指定更新の要件	更新申請に必要な書類
水道法第25条の3（指定の基準）を準用して以下の確認を行います。 ①給水装置主任技術者の選任 ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数 ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者	<ul style="list-style-type: none">様式第一号（新規指定時の申請書と同様）様式第二号（欠格要件に該当しないことの誓約書）機械器具調書定款及び登記事項証明書（法人の場合）住民票（個人の場合）給水装置主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の写し）

【長与町が確認する事項について】

事業の運営に関する基準（法第25条の8及び法施行規則第36条）に伴う適正に給水装置工事の事業を運営していることの確認	確認資料等
<ul style="list-style-type: none">指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況	<ul style="list-style-type: none">外部研修の受講実施履歴等（自社内研修は不要）施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

◆更新申請についてのお問合せは 長与町水道課工務係まで TEL095-883-1111（代表）